



内閣府（防災担当）

被災者支援のあり方検討会（第1回）

議事要旨について

1. 日時

令和4年5月19日（火）9：30～11：30

2. 出席者

鍵屋座長、阿部委員、今井委員、浦野委員、栗田委員、酒井委員、阪本委員、菅野委員、安江委員（代理）

（以下オブザーバー）

熊本県（すまい対策室長）、横浜市（防災企画課長）、茅野市（防災課長）

※その他各省庁

3. 議題

- （1）被災者支援の現状について
- （2）主な論点及び方向性のイメージ
- （3）その他

4. 議事要旨

・委員等よりいただいた主なご意見は下記のとおり。

（欠席した米野委員からの事前意見含む。）

<避難生活の環境改善について>

○避難生活の長期化に対する場合を想定した事前の備えが重要。「トイレ」「寝床」「食事」「衛生環境」の質を中長期的に維持することにより、避難生活の環境改善が図られるのではないかと。

特に、自治体職員については、災害救助法等の災害対応に関する制度の運用力を高める必要があるのではないかと。

中長期的な支援となると、災害救助法に基づく避難所の供与等の期間（一般基準）は、7日以内と定められており、自治体職員がどのように対応するか問われる。

- 住民に対して、災害の規模によっては、長期間にわたって避難生活が続くことへの理解を促すことが必要ではないか。
- 長期間にわたって福祉避難所を運営するためには、夜間の人材派遣も含めて十分な人材を確保する必要があるのではないか。
- 福祉避難所において、知的・精神障害者等を円滑に受け入れられるような取組が必要ではないか。
- 平成30年7月豪雨（西日本豪雨）では、避難所に入れず自宅に戻って被災してしまう方が発生し、また、コロナ禍では、避難所における1人あたりのスペースを広めに確保しているため、避難所の収容人数が限定されるなどの状況が生じた。今後、さらなる避難所のキャパシティの確保と避難所のあり方に関する検討が必要ではないか。
- 在宅避難や車中泊避難者の把握、支援のあり方を検討するべきではないか。

<災害ケースマネジメント、平時の福祉施策との連携について>

- 災害ケースマネジメントをはじめとする被災者支援の実施に当たっては、行政や社会福祉協議会だけでなく、障害者団体や民間団体も巻き込んで取り組むことが必要ではないか。
- 個別ケースの検討の場において、行政職員以外の者に対しても、被災者に関する情報を共有することが必要ではないか。
- 被災者への相談支援等を実施するため、官民が連携したワンストップ相談窓口を設置できるようにすべきではないか。
また、その際、被災者に対して寄り添った支援をできるよう、アウトリーチでお困り事を伺える形にするべきではないか。
- 「医療」や「助産」と同様に、災害救助法の救助の種類の一つとして、「福祉」を位置付けるべきではないか。
- 災害時においても、平時の福祉施策と連携したシームレスな支援をできるようにすべきではないか。
また、平時の福祉施策を実施する段階から、災害時のことも念頭に置いた対応が必要ではないか。
- 一般的に、被災者支援に係る諸制度は、罹災証明書を基にするものが多いが、それらについては、被災者の生活再建が長期化するにつれて活用できるものが限られてくる。
このため、住宅の被害以外にも、災害による影響（仕事、障害等）を踏まえた支援メニューが必要ではないか。
- 情報弱者への支援についても視野に入れるべきではないか。

- 災害ケースマネジメントを推進していくためには、被災者の見守りや相談支援を行うケースマネジャーの確保や育成が必要ではないか。
- 災害ケースマネジメントを実施する際、被災者が多数の場合には、その対応に必要なとなる人材、時間、費用の確保が課題となる場合がある。
このため、災害ケースマネジメントの手法を検討する際には、優先して支援すべき者の設定方法、最低限行うべき支援内容について検討するべきではないか。
また、その際、資源が乏しい市町村も対応が可能となるような手法の検討も必要ではないか。
現在、各市町村が作成を進めている個別避難計画やマイタイムライン等と連携して、災害ケースマネジメントの取組を進めていくことが必要ではないか。

<住まいの確保・改善について>

- 応急的住まいの種類や場所によって、被災後の暮らし方や住宅復興の仕方が変わってくるため、最初の選択が生活再建を進める上でも重要である。
個々の被災者にとって適切な選択ができるよう、避難段階での支援が必要ではないか。
- 恒久的住まいを早期に確保し生活の再建を進める意味では、住宅再建に関する情報提供・相談対応・助言などの支援を、早い段階から行う必要がある。
支援の時期、支援体制（建築士・工務店・不動産業者等の連携）等の検討が必要ではないか。
- 仮設住宅を木造建設物にすることで被災者がストレスを感じずに生活できるようになる。
仮設住宅に住み続けたいという方もいるため、県が補修して関係市町村に将来的に無償譲渡することもあり、そうした場合は県として予め被災者に情報提供している。
- 災害救助法の応急修理が応急的でなく数年を要しているなど、実態と乖離がある。災害救助と被災再建それぞれを十分かつ速やかに実施するため、法制度から改めて整理するべきではないか。

<多様な主体による被災者支援の充実について>

- 地域防災計画の記載事項の1つとして、「被災者支援」を位置付けるなど、平時から、災害時の被災者支援の実施準備を進めておくことが必要ではないか。
- 災害ケースマネジメントをはじめとする被災者支援の実施に当たっては、行政や社会福祉協議会だけではなく、障害者団体や民間団体も巻き込んで取り組むことが必要ではないか。【再掲】
また、被災者支援を担うことができる社会福祉協議会、企業、士業団体、NPO

など民間団体に対して救助などの被災者支援業務の委託等を推進してはどうか。社会福祉協議会やNPO等の民間団体がつくるプラットフォーム（災害中間支援組織を含む。）が被災者支援に大きな力となっている一方、活動維持に係る財政的な課題が大きいことから、プラットフォームの育成、整備に向けた支援が必要ではないか。

○被災者への相談支援等を実施するため、官民が連携したワンストップ相談窓口を設置できるようにするべきではないか。

また、その際、被災者に対して寄り添った支援をできるよう、アウトリーチで困り事を伺える形にするべきではないか。【再掲】

○災害中間支援組織の育成や情報共有会議の開催により、より一層官民が連携した被災者支援を強化することが必要ではないか。

以 上